令和　7　年　第　4　回　筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和　7年　12月　　5日（金）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開　　会	令和　7年　12月　　5日（金）　　10時 00分
散　　会	令和　7年　12月　　5日（金）　　10時 55分
出席議員	議長　石丸　時次郎　　1番　平田　英司 2番　原田　邦男　　3番　池松　和彦 4番　原口　博文　　5番　原田　宏 6番　木村　和彦　　7番　石橋　里美 8番　柳　雅明　　9番　山本　一洋 10番　奥村　忠義　　11番　山本　久矢 12番　河内　直子　　13番　寺原　裕明
出席議員数	14名
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	町長　田頭　喜久己　　副町長　岩下　定徳 教育長　宮崎　敏宏　　総務課長　古川　秀志 企画課長　村山　弥生　　大刀洗平和記念館長　神﨑　英昭 財政課長　尾畑　正行　　税務課長　八尋　福由 出納室長　橋本　照美　　住民課長　吉浦　高幸 人権・同和対策室長　尾籠　浩一郎　　健康課長　橋本　豊 環境防災課長　岡部　裕行　　建設課長　行武　一洋 都市計画課長　田中　達也　　農林商工課長　谷口　謙司 上下水道課長　徳永　正弘　　福祉課長　稲葉　佳奈 こども課長　橋本　寿江　　教育課長　宮﨑　宣匡 生涯学習課長　小川　真一
欠席者	なし
本会議に職務のために出席した者の職氏名	議会事務局長　坂田　康仁　　議会事務局　メ野　明子

会　議　録

令和７年第４回定例会

［開会日］

令和７年１２月５日（金）

開　　会	
議　　長	総務課長
総務課長	おはようございます。 １２月定例会開会にあたりまして、ここにご出席の皆様とご一緒に町民憲章の朗読を行いたいと思っております。 ご起立をお願いいたします。 私が一つと申し上げますので、その後に本文の朗読、ご唱和をよろしくお願いいたします。 それでは参ります。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 どうもありがとうございました。 ご着席ください。
議　　長	おはようございます。 本日の出席議員は１４人につき、定足数に達しております。 ただいまから、令和７年第４回筑前町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 （１０：００）
日程第１	
議　　長	日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、 ５番　原田宏議員及び６番　木村和彦議員を指名します。
日程第２	
議　　長	日程第２「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日１２月５日から１２日までの８日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日から１２日までの８日間と決定しました。
日程第３	
議　　長	日程第３「諸般の報告」を行います。 初めに、総務建設常任委員会の活動報告を求めます。 総務建設常任委員会委員長
総務建設常任委員長	おはようございます。 総務建設常任委員会委員長の柳でございます。 総務建設常任委員会、令和７年度研修視察、その研修視察の報告を行いますが、研修視察は県などに要望書を提出することを主な目的とする計画といたしました。 内容を読んでいきます。 令和６年度の委員会活動で、多面的機能支払交付金制度に関し、多面的機能の発揮、促進を図るための必要な施設の維持を目指すために、関係団体３５団体にアン

	ケートを実施しました。その中でも、施設の長寿命化に取り組んでいる２２団体からの要望をまとめ、その結果は次のとおりでございました。 水路や農道など施設の長寿命化にかかる費用が、交付額の上限２００万円とされています。近年、人件費や資材の高騰で、この交付額では十分な施設の維持補修などが困難となっているとのことです。交付額の見直しや工事要件に対する要望に応えるために、委員活動の一環として、本年度、県に対し要望書を提出することを決定いたしました。 本年１０月２３、２４日、要望書提出行為を研修視察として実施いたしました。研修視察後の各委員のレポートからの抜粋を一部紹介します。３名の委員のレポートから紹介いたしたいと思います。 福岡県農林水産部農山漁村振興課長宛てに交付金制度の要望書を提出し、意見交換を行いました。県としても要望内容について国、農林水産省へ伝えるとのこと。また、上限２００万円を超える事業を行うために、広域化事業による事業１，０００万円の活用、除草作業の低減を図るための防草シート、芝桜の利用を提言されました。２００万円を超える事業は、長寿命化・防災減災事業の利用を提案されてもいましたということでした。 次に、熊本県の九州農政局農村振興部農地整備課多面的機能支払推進室長に、福岡県で関係する部局に要望活動を行った旨を報告いたしました。要望を行ったことについては、農林水産省へ伝えていただけるとのこと。農業分野の制度などは、実際に農業を行っていかなければイメージがつきにくいと感じました。今後は農業と接する機会を増やしていきたいと考えています。 次に、今回の要望内容が多面的機能支払制度に限定されていたことから、本町の農業課題についての議論を深めることができなかった。一方、県ではこの制度以外に農業に対する様々な支援策が用意されているとのこと。今後は支援策の活用について研修を深め、農業発展につなげたい。 要望書を提出するという活動は、今後とも住民の声を届けるという議会としての役割を果たすこととして尽力したい。また、熊本県農業研究センター視察では、農業技術開発の拠点として様々な研究が行われていたこの研究成果が我が国の基幹産業である農業を守り、さらに発展させる原動力であることを改めて痛感した。この視察で学んだことを本町で生かせるように取り組んでいきたいという以上３名の方のレポートを抜粋させていただきました。 最後に、民意となる各地域のアンケート結果は、重要なインパクトになり得ると感じました。近年の情勢の変化を考慮し、今後考える余地があると、それぞれ回答を得たことは意味ある活動結果と感じています。県及び国の出先機関に要望書を提出するなどの行為は、議会活動の一つとなり得るでしょう。 また、多面的機能支払制度を実施している各団体に対し、県に要望書を提出したこと、国の出先機関に対しては県に要望書を提出した旨を報告したことなどを各団体に通知することで、アンケートに対する回答の活動報告とさせていただきました。 住民の懸案事項を聞き、一つずつ取り組んでいくことの大切さを痛感した活動、研修視察でもあったと思っております。 以上、総務建設常任委員会の活動報告並びに研修視察の報告を終わりたいと思います。 ありがとうございました。
議　　長	報告が終わりました。 続きまして、文教厚生常任委員会の活動報告を求めます。 文教厚生常任委員会委員長

文教厚生常任委員長	おはようございます。 文教厚生常任委員会委員長の河内です。 ３月議会以降の文教厚生常任委員会の活動報告を行います。 ３月２８日金曜日、東小田小学校の授業参観を教育委員会と合同で行いました。ふだんの子どもたちの学校での生活をかいま見ることができました。 ６月１９日木曜日、東小田小学校、６月２０日金曜日、中牟田小学校の増築教室の視察見学を行いました。タブレット授業に対応するために一回り大きな机を配置していましたが、教室は明るく広々としており、子どもたちの教育環境はよくなったと感じました。 ６月２７日金曜日は、文教厚生常任委員会所管課の主要施策の説明を受けました。それぞれの委員から活発な意見、質問が出され、有意義な説明会でした。 ７月２日水曜日、三輪小学校の授業参観を教育委員会と合同で行いました。この日は私自身の体調不良のため、委員会の皆様へ大変ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ありませんでした。この場を借りておわび申し上げます。 １０月２０日、２１日の２日間をかけて、みやま市、大牟田市、熊本県大津町を視察研修しました。 みやま市ではバイオマスセンタールフランは、し尿処理施設を併せ持つ生ごみ、し尿、浄化槽汚泥を原料としてメタン処理発酵することで、液体肥料、熱源、電気を生み出す資源化施設の係の人の説明を受けながら見学しました。地元農産物から出た生ごみを発酵させて液肥化し、精製された液肥を有機肥料として農家や家庭等に農作物、家庭菜園の育成に利用している資源循環サイクルができており、生ごみを分別回収することで、焼却ごみが２割から３割削減されているということでした。 次に、大牟田市のトータルケアシステムの国内初の紙おむつ専用リサイクル工場ラブフォレスト大牟田の工場を、係の人の説明を受けながら見学しました。筑前町も提携しているこの工場では、年間約５，０００トンの使用済み紙おむつを再生し、シート状、バラ状に加工し、建築資材として再利用されています。筑前町の分別はほぼ完璧にできていると、お褒めの言葉をいただきました。 次に、隣接する大牟田・荒尾ＲＤＦセンターの焼却施設を見学しました。固形燃料となったＲＤＦは隣接する大牟田リサイクル発電所へ搬送し、発電に使用されています。老朽化が進んでいるため、令和１０年の再稼働を目指し、新施設は導入実績や安定性、公害防止性、性能等々の検討を踏まえ、ストーカー方式での整備を計画しているそうです。 以上、３施設とも廃棄物を扱う施設であるにもかかわらず、異臭が全くと言っていいほど感じられませんでした。安全、安心、環境に配慮した稼働体制が取られていると思いました。 次に、熊本地震震災ミュージアムＫＩＯＫＵは、２０１６年４月に発生した震度７の地震を記憶にとどめるため、また、地震のための備えを学習するために２０２３年に建設されたもので、被災した東海大学農学部１号館をそのままに残し、震災の爪痕として記憶にとどめています。 案内の方の詳しい説明を聞きながら見学することができたので、熊本地震がどれだけ大きな地震だったのか、どれだけの被害をもたらしたのかを改めて再認識することができました。大規模災害は、いつどこで起こっても不思議ではありません。常日頃の防災意識の向上が不可欠だと感じました。 これまで教育関係の視察が多い中、今回は環境防災の視点から視察先を決定しました。今後の議会活動に生かしていきたいと思います。 １１月２１日金曜日は、東小田小学校の学校訪問を教育委員会と合同で行いまし

	た。全ての教室でタブレット授業が行われていましたが、本当にこれでいいのかなと疑問に思ったところでした。研修で学んだことをこれからの議会活動に生かしていきたいと思います。 これで文教厚生常任委員会の報告を終わります。 ありがとうございました。
議　　長	報告が終わりました。 続きまして、議会広報特別委員会の活動報告を求めます。 議会広報特別委員会委員長
議会広報特別委員長	おはようございます。 議会広報特別委員会委員長の池松です。 活動報告を行います。 広報委員会では６人のメンバーで年に４回、議会広報紙「うぐいす」を発行しています。 「うぐいす」７７号では、みなみ幼稚園の園児たちによる田植えの様子を表紙とし、各委員会の活動報告や過去の一般質問の「その後どうなった？」、主要施策説明会、文教厚生常任委員会による学校訪問の様子を掲載しました。 ７８号では、大刀洗平和記念館の開館後から平和の大切さを伝える活動をされている朗読部会の皆さんを表紙とし、８月１１日に開催された高校生議会や総務建設常任委員会による建設課との町道の現地確認の様子、また、あなたの町のトピックスとして、下高場区風止め祭に合わせて行われる子ども相撲の様子を掲載しました。 その他の活動としましては、８月２８日に行われた全国市町村広報研修会、１１月７日に行われた福岡県町村議会議長会主催による町村議会広報研修会に参加しました。 福岡県の研修では、「うぐいす」第７７号を題材としたクリニックを受け、広報アドバイザーの方に改善点を示していただきました。今後の広報紙作成では、町民の皆様につながる部分をより分かりやすく掲載し、より地域に密着した内容を心がけ、議会が身近に感じられる広報紙づくりに努めてまいります。 以上で議会広報特別委員会の活動報告を終わります。 ありがとうございました。
議　　長	報告が終わりました。
日程第４	
議　　長	日程第４「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町　　長	おはようございます。 本日は、令和７年第４回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 さて、本町は９月定例会以降、高温猛暑日が続きましたが、幸いにして台風の被害も免れ、米、大豆等の収穫も昨年以上の収穫量が見込まれ、作業も順調に進んでまいりました。 国政においては高市政権が発足し、経済対策の骨格が示され、町政においても重点支援交付金についての用途の検討作業を進めているところでございます。 また、令和の米騒動とも言われる米の問題も、本町ではいち早く米配布を決定していただき、防災持ち出しリュックと併せて今月１３日から配布予定でございます。本町の新米配布は国の物価高騰対策推奨指針だけではなく、筑前町のまちづくりの将来像である、「とかいなか」づくりの一環であると位置づけております。 多くの町民はわらかがしで象徴されるように、農業をはじめとする自然環境の四

	季折々の変化を目の当たりにしながら暮らしておられます。この取り組みが３万人からの住民の方々にとって、「とかいなか」の魅力を共有し、町外に発信され、さらに、食糧、防災について考えを深める機会になればと思う次第です。 　そのような中で現在、住民の方々のご協力により国勢調査の事務を進めております。来年５月には速報値が示されます。この調査により、人口減少社会や東京一極集中の状況が数値で示されれば、地方創生の施策の在り方に大きく影響されることが推測されます。 　本町も人口３万人の微増の町としてのまちづくりが必要であります。このためにも、人口減少社会における国等の施策を活用すべく注視し、魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。 　それでは、本日提案します議案等７件の提案理由の説明を申し上げます。 　承認第９号から承認第１１号、専決処分を報告し承認を求めることにつきましては、筑前町全町民を対象とした配布用新米を取得するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求める必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。契約の相手方が３者ですので、それぞれの専決処分を報告し、承認を求めるものです。 　議案第６５号、筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、将来の水需要に基づき筑前町水道事業の給水人口を変更したことにより、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、町議会の議決を求めるものです。 　議案第６６号、令和７年度筑前町一般会計補正予算（第４号）につきましては、補正額５億２，２７６万８，０００円を増額し、補正額の歳入歳出予算総額をそれぞれ１７０億９，６８５万５，０００円とするものです。増額補正する主なものは、仮称で北部九州新食肉センター建設補助金である食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業２億円、歳入ふるさと応援寄附金１億円増額に伴い、積立金を増額するためのふるさと応援基金管理事務５，１４１万４，０００円、返礼品等の事務費を増額するためのふるさと応援寄附金推進事務４，８５８万６，０００円などを追加するものです。 　議案第６７号、令和７年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、補正額２億４，０００万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ３２億９，３３４万５，０００円とするものです。補正内容としましては、保険給付費２億４，０００万円の増額です。 　議案第６８号、令和７年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正額８９０万２，０００円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ１，５２１万７，０００円とするものです。補正内容としましては、令和６年度決算の確定による繰越金の増額補正です。 　以上が、本日提案します議案等の提案理由でございます。 　慎重にご審議をいただきまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。 　なお、今会期中に追加議案の上程を予定しておりますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。 　以上、開会にあたりましての挨拶と議案等の提案理由の説明とさせていただきます。 　よろしくお願いいたします。
議　　長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第５	

議　　長	日程第５　承認第９号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米購入契約（その１）の締結)」を議題とします。 説明を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	タブレットの３ページになります。 承認第９号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほど町長の説明のとおりでございます。 タブレットの４ページをお開きください。 令和７年専決第１０号、専決処分書 地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米購入契約（その１）の締結について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。 令和７年１１月１３日、町長名でございます。 １　取得する財産　地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米 ２　契約の方法　随意契約（結果は別表のとおり） ３　取得価格　１億1,８２０万6,０００円 （内消費税額８７５万6,０００円） ４　契約の相手方　福岡県朝倉市甘木２２１番地１ 筑前あさくら農業協同組合 代表理事組合長　熊本廣文 補足になりますが、納入の場所、期限については、１２月１１日以降、町内３か所のカントリーエレベーター及び役場に、必要に応じた量を定期的に納品されることとなっております。 以上、説明を終わります。
議　　長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 （質疑なし）
議　　長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 討論ありませんか。 （討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、承認第９号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米購入契約（その１）の締結)」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は挙手を願います。 （賛成者挙手）
議　　長	挙手全員です。 したがって、承認第９号は承認することに決定しました。
日程第６	
議　　長	日程第６　承認第１０号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米購入契約（その２）の締結)」を議題とし

	ます。 説明を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	タブレットの６ページになります。 承認第１０号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほど町長の説明のとおりでございます。 ７ページをお開きください。 令和７年専決第１１号、専決処分書 地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米購入契約（その２）の締結について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。 令和７年１１月１３日、町長名でございます。 １　取得する財産　地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米 ２　契約の方法　随意契約（結果は別表のとおり） ３　取得価格　８７５万6,０００円（内消費税額６４万8,５９２円） ４　契約の相手方　福岡県朝倉郡筑前町東小田８１番地の１ 有限会社ほのぼの佐藤米穀店 代表取締役　佐藤剛 補足になりますが、納入の場所、期限につきましては、１２月１１日以降、町内３か所のカントリーエレベーター及び役場に、必要に応じた量を定期的に納品されることとなっております。 以上、説明を終わります。
議　　長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 （質疑なし）
議　　長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 討論ありませんか。 （討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、承認第１０号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米購入契約（その２）の締結)」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は挙手を願います。 （賛成者挙手）
議　　長	挙手全員です。 したがって、承認第１０号は承認することに決定しました。
日程第７	
議　　長	日程第７　承認第１１号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米購入契約（その３）の締結)」を議題とします。 説明を求めます。

	農林商工課長
農林商工課長	９ページをお開きください。 承認第１１号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告をし、承認を求める。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、先ほどの町長のご説明のとおりでございます。 １０ページをお開きください。 令和７年専決第１２号、専決処分書 地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米購入契約（その３）の締結について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。 令和７年１１月１３日、町長名でございます。 １　取得する財産　地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米 ２　契約の方法　随意契約（結果は別表のとおり） ３　取得価格　８７５万６，０００円（内消費税額６４万８，５９２円） ４　契約の相手方　福岡県朝倉郡筑前町依井１０００番地１ 矢野酒店　矢野裕嗣 補足になりますが、納入の場所、期限については、１２月１１日以降、町内３か所のカントリーエレベーター及び役場に、必要に応じた量を定期的に納品されることとなっております。 以上、説明を終わります。
議　　長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 （質疑なし）
議　　長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 討論ありませんか。 （討論なし）
議　　長	討論なしと認めます。 これから、承認第１１号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（地産地消推進及び物価高騰支援事業配布用新米購入契約（その３）の締結)」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は挙手を願います。 （賛成者挙手）
議　　長	挙手全員です。 したがって、承認第１１号は承認することに決定しました。
日程第８～ 日程第１１	
議　　長	日程第８から日程第１１までを、会議規則第３５条の規定により一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第８　議案第６５号から日程第１１　議案第６８号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。

	（異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	議案書の１２ページをご覧ください。 議案第６５号「筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりとなっております。 本町では、近年の人口増加状況や企業の進出を想定し、町の水需要予測を実施し、これに基づき水道事業の変更認可申請を行っております。給水人口が増加見込みであること、企業進出が予定されていることにより水需要が増加傾向であるため、今回、給水人口について改正を行うものです。 １３ページの新旧対照表をご覧ください。 第３条第３項中、現行２万２，１１６人を改正案２万２，５００人とするものです。 施行期日は公布の日からとなります。 説明は以上でございます。
議　　長	財政課長
財政課長	議案書１４ページをお開きください。 議案第６６号「令和７年度筑前町一般会計補正予算（第４号）について」 令和７年度筑前町一般会計補正予算（第４号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の令和７年度一般会計補正予算（第４号）をお願いします。 ３ページをお開きください。 令和７年度筑前町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ５億２，２７６万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７０億９，６８５万５，０００円とするものです。 第２条、債務負担行為の追加及び変更は、第２表債務負担行為補正による。 ８ページをお願いします。 第２表、債務負担行為の補正につきましては、まず追加する事項として、ふるさと納税促進委託事業、期間、令和８年度、限度額４，８１１万７，０００円です。来年度のふるさと納税に関する事務を委託する業者の選定を、今年度中に実施するため設定するものです。 次に、大刀洗平和記念館解説・収蔵品管理システム運用保守委託事業、期間、令和８年度から１２年度までの５か年間、限度額１８８万１，０００円です。本年１２月で契約満了するため、新たに５年間の契約更新を行うための設定です。 次に、変更する事項としましてマイクロバス運行委託事業、令和６年度から８年度、限度額３，９６２万５，０００円です。年間１８０件、８７０万円の想定で限度額を設定しておりましたが、１回あたりの貸切バス公示運賃が１１月から改定されたことと、コロナ禍を経て今年度は申し込みが想定１８０件を超える見込みとなったことに伴い、限度額を超えることが確実なため、今回変更するものです。 それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。 １４ページをお願いいたします。 なお、給料、職員手当、共済費、雇用保険料の職員人件費に係る補正につきまし

	ては、本年度の人事異動、共済費の増額等に伴う補正であります。 　また、過年度補助金等返還金につきましても、それぞれの説明を省略させていただきます。 　２款１項５目財産管理費、補正額４７２万３，０００円の増は、バス料金改定及び利用者申し込み増によるものです。 　１５目ふるさと応援基金費、補正額５，１４１万４，０００円の増、２２目企画費４，８５８万６，０００円の増は、ふるさと応援寄附金１億円増額に伴う基金積み立て、返礼品等の事務費の増です。 　２５目男女共同参画推進費、補正額１９万２，０００円の増は、リブラ１階のクーリングシェルター等設置等により、決算見込みに伴う不足額の増です。 　２７目行政情報処理費２２万円の財源振替は、消費生活センターのネットワーク改修工事が補助対象になったことによるものです。 　２款３項１目戸籍住民基本台帳費、補正額４３０万１，０００円のうち、１節報酬から８節旅費は、会計年度任用職員の産休等代替職員人件費を増額するものです。１２節委託料３１９万９，０００円の増額は、離婚時の共同親権が来年４月１日から施行されることに対応するための戸籍システム改修の増です。 　３款１項１目社会福祉総務費の８９０万２，０００円の財源振替は、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金によるものです。 　４目国民年金費、補正額３２万１，０００円の増は、税制改正に伴う国民年金システム改修委託料です。財源は全額国庫委託金となります。 　１５ページをお願いいたします。 　３款１項６目障害者福祉費、補正額１億３３０万５，０００円の増は、１９節扶助費８，６１７万５，０００円は、自立支援給付費８，２６７万５，０００円が障害者サービス利用増に伴うもの。身体障害者（児）補装具給付費３５０万円が高額補装具の申し込みによる増です。財源は国が２分の１、県が４分の１となります。 　８目ひとり親家庭等医療対策費、補正額３１９万７，０００円の増、３款２項４目子ども医療対策費２７５万８，０００円の増は、医療費の決算見込みに伴う不足額の増です。財源はそれぞれ県補助金が２分の１となります。 　４款１項２目母子衛生費、補正額２３５万６，０００円の増は、１２節委託料１０９万円は、産後ケア事業の利用増に伴う委託料の増です。財源は国が２分の１、県が４分の１となります。 　１９節扶助費、未熟児養育医療給付費５４万６，０００円は、医療費の決算見込みに伴う不足額の増です。財源は国が２分の１、県が４分の１となります。 　３目予防費、補正額３８０万円の増は、子宮頸がんワクチンキャッチアップ経過措置による決算見込みに伴う増です。 　１６ページをお願いいたします。 　５款１項３目農業振興費３，９３０万２，０００円の増は、１８節負担金補助及び交付金のうち、経営発展支援事業費補助金１，５７５万円の減は、補助対象者減によるものです。 　次の強い農業構造確立推進事業費補助金５０５万８，０００円の増及び農業共同利用施設機能強化促進事業補助金４，９９９万４，０００円の増は、新規事業で県補助事業の内定によるものです。 　４目畜産費、補正額２億円は、食肉センター建設に対する補助金です。財源は全額県補助金となります。 　６款１項５目消費者行政推進費の財源振替は、消費生活センターの消耗品が補助対象となったことによるものです。

	７款３項１目河川総務費、補正額６３万円の増は、河川団体を細分化し、９団体を追加登録にしたことによる補助金の増です。財源は全額県報償金となります。 ９款１項２目事務局費、補正額３，２８２万２，０００円の増、そのうち委託料２，７６９万８，０００円の増は、ネットワークアセスメント結果を受けたＧＩＧＡスクールサーバ更改によるもので、財源は国の補助金が６８０万円。１７節備品購入費３４９万６，０００円の増は、学級増に伴う校務用パソコン追加購入によるもので、財源は全額ふるさと応援基金を充てます。 １７ページをお願いします。 ９款６項１目学校管理費、補正額１１２万８，０００円の増は、学級増に伴う机・椅子等の購入費で、財源は全額公共施設等整備基金を充てます。 １０款１項１目現年発生農林水産施設災害復旧費、補正額１１８万８，０００円の増。 ２目現年発生林道災害復旧費、補正額３７１万８，０００円の増及び２項１目現年発生道路橋梁災害復旧費、補正額９９万円の増は、本年８月９日から１１日の大雨による農地、林道、道路の災害復旧費の増によるものです。 次に、歳入の説明をさせていただきます。なお、歳出で説明した重複する内容は省略させていただきます。 １１ページをお願いします。 ７款１項１目地方消費税交付金、補正額１億円は、収入決算見込みによる増です。 １０款１項１目国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額２万４，０００円の減は、交付額確定によるものです。 １４款１項１０目災害復旧費分担金４７万５，０００円は、農地の災害復旧工事の地元分担金によるものです。 １２ページをお願いします。 １７款２項４目衛生費県補助金、補正額２２万８，０００円の増は、風疹予防接種助成事業の補助金交付決定による増です。 １３ページをお願いいたします。 ２０款２項１目基金繰入金２６６万３，０００円の減は、１節財政調整基金繰入金７２８万７，０００円の減で、財政調整による減額と歳出で説明いたしました４節公共施設等整備基金繰入金１１２万８，０００円の増、１０節ふるさと応援基金繰入金３４９万６，０００円の増です。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議　　長	健康課長
健康課長	健康課です。 議案書１５ページをお願いします。 議案第６７号「令和７年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」 令和７年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 次に、タブレットの補正予算書フォルダのほうの筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）をお願いします。 それでは、２ページをお願いします。 令和７年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

	第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億４，０００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２億９，３３４万５，０００円とするものです。 事項別明細書の歳出から説明します。 ８ページをお願いします。 今回の補正予算は、今年度前期の療養費の支出状況を基に決算見込みを行ったところ、入院療養費の増などから、２款１項１目一般被保険者療養給付費が１億９，５００万円の増額補正が必要となったこと。 また、２款２項１目一般被保険者高額療養費４，５００万円の増額補正が必要となり、合計で２億４，０００万円の増額補正を行うものです。 次に、歳入７ページをお願いします。 歳出に合わせて歳入６款１項１目の保険給付費等交付金、県からの普通交付金に歳出合計額と同額の２億４，０００万円を増額補正するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議　　長	人権同和対策室長
人権同和対策室長	議案書、１６ページをお願いいたします。 議案第６８号「令和７年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）について」 令和７年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名です。 それでは、タブレットにあります補正予算書、令和７年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算をお願いいたします。 ２ページをお開きください。 令和７年度筑前町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８９０万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１，５２１万７，０００円とする。 ２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。 本日付提出、町長名です。 まず、歳出につきまして、事項別明細書で説明させていただきます。 タブレットの８ページをお願いいたします。 １款１項１目一般管理費、補正前の額３３１万５，０００円、補正額８９０万２，０００円、合計１，２２１万７，０００円から一般会計繰出金として８９０万２，０００円を繰り出すものです。 次に、歳入の説明をさせていただきます。 戻りまして、７ページをお願いいたします。 ４款１項１目繰越金、補正前の額３５７万４，０００円、補正額８９０万２，０００円、合計は１，２４７万６，０００円、前年度繰越金８９０万２，０００円です。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いします。
議　　長	議案の説明が終わりました。
散　　会	

議　　長	以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日はこれにて散会します。 お疲れさまでした。 （１０：５５）